

第4期
西東京市子ども読書活動推進計画
(素案)

令和3年●月

西東京市教育委員会

目 次

はじめに	2
I これまでの取組	3
1 計画の位置づけ	3
2 第3期計画の成果	3
3 令和元年度実施「子どもの読書アンケート調査」・「乳幼児の読書 アンケート調査」結果	7
II 計画の基本的考え方	9
1 計画策定の基本理念	9
2 読書活動推進のための基本方針	10
3 計画の期間	11
III 乳幼児を対象とした取組	12
1 保育園	12
2 児童館	13
3 図書館	14
IV 小学生を対象とした取組	17
1 児童館	17
2 教育指導課・学校	18
3 図書館	20
V YA世代を対象とした取組	23
1 児童館	23
2 教育指導課・学校	24
3 図書館	25
資料	
1 西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱	28
2 第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿	30
3 第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過	31
4 子どもの読書活動の推進に関する法律	32
5 西東京市図書館資料収集基準	34

はじめに

～第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定にあたって～

西東京市教育委員会は、『西東京市教育計画』の基本方針の一つとして、子どもの「生きる力」の育成に取り組んでいます。「生きる力」とは、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のことです。それは即ち、現代の予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに磨かせ、どのような未来を創っていくのかを、自ら考え、判断、行動していく力です。教育委員会は、その育成に向けて努力してまいります。

子どもたちが生きる力を身に付け、地域の一員として参画していくためには、読書活動が果たす役割は大きいと考えます。

読書を通じて、子どもは言葉を獲得し感性を磨き、論理的思考を育て、表現力や創造力を豊かなものにします。生活していく上では、どの情報が最適なものかを判断することも、視野をさらに広げて学ぶことも、本を読むことによって培われます。本との出会いの場を増やし、家庭と学校、地域で子どもたちを支援することは、複雑、多様化する社会に夢や希望をもって、参加していく自分の可能性を信じる力となるはずです。

その一方で、スマートフォン画面と長時間向き合う生活や、昨年来猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響は、学校生活にも家庭や社会との関わりにも大きな変化をもたらしました。タブレット端末による学習活動が始まりましたが、今後も紙の本との出会いをより豊かにしていきます。子どもの生活環境、とりわけ、友だちや人との関わりなどの関係を断ち切ることのないように、子どもたちに寄り添った実りある計画として充実させていきたいと考えます。

第4期の本計画では、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図り、市立保育園、学校、児童館、学童クラブのほか、私立保育園、認証保育所、幼稚園等にも支援の輪を広げていくことを継続していきます。

I これまでの取組

1 計画の位置づけ

本計画は、平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第九条第 2 項に基づき策定したものです。(資料 4 参照)

計画の策定にあたっては、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」及び東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、また、西東京市教育委員会が平成 28 年 3 月に策定した「第 3 期西東京市子ども読書活動推進計画」(以下「第 3 期計画」という。)の考え方を継承し策定しています。

2 第 3 期計画の成果

(1) 子どもと本の出会いの場を子どもの身近なところで数多く設定しました。

図書館の団体貸出^{※1}を利用する団体数は、徐々に増加し平成 30 年度は過去最多になりましたが、令和元年度は減少しています。団体貸出数についても平成 29 年度以降増加していましたが、令和元年度は減少しています。(表 1)

図書館資料の有効活用のため、図書館で小・中学生向けにそれぞれ作成した「夏休みすいせん図書」^{※2}掲載の本をまとめ「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」として、平成 29 年度より市内小学校を対象に貸出しを始めました。平成 30 年度からは利用しやすいようにグレード別のセットも追加し、児童館・学童クラブにも対象を広げ P R しました。貸出数は増加傾向ですが、小学校は全 18 校のうち一部の利用であること、児童館、学童クラブの利用はそれほど増えていないことから、継続した P R が必要と思われます。(表 2)

表 1 団体数と団体貸出数推移

	団体数	団体貸出数(冊)
平成28年度	434	62,197
平成29年度	440	63,030
平成30年度	455	64,085
令和元年度	438	56,643

表 2 「いいね！！西東京市おすすめ（セレクト）本」貸出数推移

	小学校	学童クラブ	児童館
平成29年度	3校/3セット	—	—
平成30年度	5校/35セット	8か所/14セット	2館/2セット
令和元年度	6校/61セット	2か所/6セット	0

図書館では、小・中学校、乳幼児施設に、除籍^{※3}した児童資料（児童図書・絵本・紙芝居）を配布し、各施設の図書の充実を支援しました。乳幼児施設除籍資料配布は、南エリア・北エリアの施設が参加しやすいように、会場を中心図書館、ひばりが丘図書館と設定しました。年々、利用施設・配布冊数も増加しています。(表 3)

<用語解説>

※ 1 団体貸出

図書館が市内の学校や公共施設・サークル等の団体・グループに資料を多く、長い期間、特別貸出すること。

※ 2 「夏休みすいせん図書」

夏休みに小・中学生のための読書案内として図書館の児童サービス担当司書が、毎年新刊を中心に選書し作成したもの。市立小・中学校の全児童・生徒に配布している。

※ 3 除籍

受け入れ登録されている図書館資料のうち、不用とされた資料の記録を抹消すること。

表3 乳幼児施設除籍資料配布数推移

	参加施設	配布数(冊)
平成28年度	42	3,293
平成29年度	14	560
平成30年度	19	1,090
令和元年度	34	1,663

※平成28年度は、南エリア（中央図書館）・北エリア（ひばりが丘図書館）で実施。
内訳 南エリア：31団体・1133冊
北エリア：11団体・2160冊

保育園^{※4}での各クラスの年齢にあわせた絵本コーナーの設置や、児童館での本棚の新規購入など、子どもや保護者の身近な場所で本に触れる機会が増えています。

図書館で作成した0～2歳児向けおすすめ絵本リスト「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」^{※5}を、保育園、児童館、私立保育園、認証保育所^{※6}、幼稚園、各施設の蔵書構成や利用者の絵本選びの参考資料として配布しました。

(2) 学校図書館の一層の活用を図りました。

小・中学校では「朝読書^{※7}」「業間読書^{※8}」「読書週間」「読書旬間」「読書月間」を設け、一斉読書の実施を継続し、読書習慣の定着化に努めました。また、毎年11月を西東京市読書月間として設け、週間・旬間よりも長い期間を設定することで、様々な活動を組むことができました。

中学校では、課題図書を選定し市立全中学校から参加した生徒の意見交換を行う合同書評会の開催を継続しています。平成28・29年度は、同時に「わたしの好きな一冊」をテーマとした生徒発表も行いました。

学校司書^{※9}連絡会は平成30年度からそれまでの年2回から6回に実施回数を増やし、情報交換・資質向上のための研修を行いました。6回のうち2回は小学校・中学校の図書館で行い、視察研修も兼ねています。

また、学校間のネットワークによって図書の相互貸借を行い、学校図書館間の連携を深めることができました。

<用語解説>

※4 保育園

児童福祉法では「保育所」となっているが、市内の呼び名に合わせて「保育園」とする。この計画では「市立保育園」を指す。

※5 「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」

0歳から2歳の乳幼児を対象とする、おすすめ絵本30冊を紹介した冊子。図書館の児童サービス担当司書だけでなく、市内の地域ボランティアの協力を得て選定し、絵本と子育て事業の際、全参加者に配布している。

※6 認証保育所

認可外保育施設のうち、区市町村の設置計画に基づき区市町村の推薦を受け、都の定める要件を満たし、都知事が認証した施設。都市部特有の保育ニーズに対応するため、認証保育所にはA型(20名～120名定員)、B型(6名～29名定員)の2種類の施設がある。

※7 朝読書

読書を習慣づけることを目的として、始業時間前に読書の時間を設けて行う「朝の読書運動」のこと。

※8 業間読書

授業の合間に時間を設けて読書すること。

※9 学校司書

西東京市が独自に採用して、学校図書館に配置した司書・司書教諭の資格をもつ職員のこと。司書教諭とともに、学校図書館の整備・利用指導等の運営に携わる。平成5年(1993年)に旧保谷市で「学校図書館専門員」の配置が始まり、現在は学校司書として2校に1名が配置されている。

(3) 子どもの読書に関わる諸機関や市民団体等の連携を進めました。

市民団体と様々な子ども向けの事業を共催で実施しました。毎年恒例となり、定着しているものもあります。日常的にも、学校での保護者・PTAや地域で活動しているボランティア等による読み聞かせや図書館のおはなし会でのボランティアの協力が継続されています。令和元年度にはみどり公園課との連携で「旧高橋家屋敷林」で「タイムスリップおはなし会」として、古き良き日本の景観と豊かな自然の中で、いつもとは違うおはなし会を実施しました。**写真 タイムスリップおはなし会**

(4) 子どもの読書について大人への啓発と支援を行いました。

図書館のおはなし会で絵本の読み聞かせを行うボランティアを養成するために「おはなし会ボランティア養成講座^{※10}」を平成28年度に実施し4期生を養成しました。平成29年度には4期生のボランティアの資質及び技術向上のため「中級講座」を実施し、さらに、平成30年度には、全おはなし会ボランティア^{※11}の技術向上のため「フォローアップ研修」の講座を実施しました。

令和元年度には「おはなし会ボランティア養成講座」を実施し、5期生を養成しました。おはなし会ボランティアの養成を続けることで、常に一定のレベルを維持する人材の確保に努めています。

平成26年度以降、年1回、図書館で従来から活動しているボランティアと、養成講座を受講したおはなし会ボランティアとの合同会議を開催し、活動内容や取組の確認を行い、情報交換をしています。

<用語解説>

※10 おはなし会ボランティア養成講座

図書館は、児童サービスの拡大充実のために、市民と協働している。その一環として図書館のおはなし会で、絵本の読み聞かせ等を行うボランティアを養成するために行う講座。内容は、絵本の読み聞かせについての講義・実演の他、ボランティアとしての心構えや注意点等を伝える。

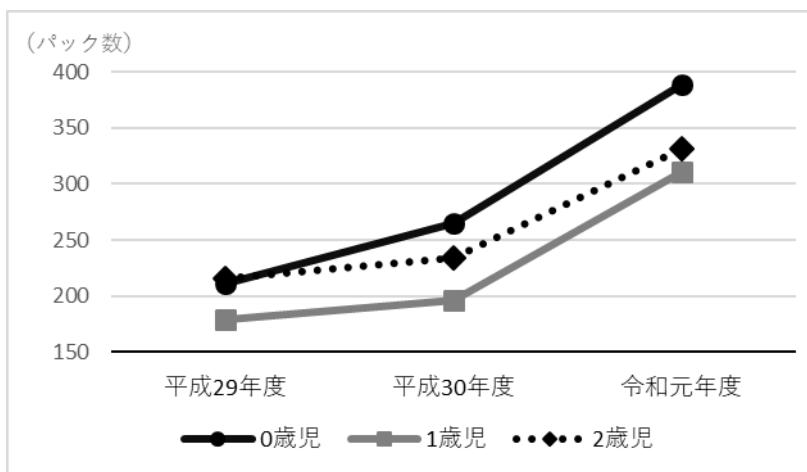
※11 おはなし会ボランティア

図書館の行事である、おはなし会に参加するボランティアのこと。おはなし会ボランティア養成講座を受講した個人と、地域で活動している団体がある。

3～4か月児健康診査時に「絵本と子育て事業（ブックスタート）」※12を継続実施しているほか、平成29年度から新たに3歳児健康診査時の「3歳児フォロー事業※13」を開始しました。健診後に「スペシャルおはなし会」を実施し読み聞かせや手遊びの実演を行っていますが、参加率をどう上げていくかが今後の課題です。

読み聞かせを家庭でも楽しんでもらえるように、乳幼児の年齢に合わせ児童サービス担当司書がすすめる絵本3冊を1セットにまとめた「ちびっこおすすめ絵本パック」の貸出しを、平成29年度から開始しました。年々利用は増加しており、乳幼児への読み聞かせに対する関心の高さがうかがえます。特に0歳児向けのパックの利用が多く、絵本を選ぶ入口として利用されていると思われます。（図1）

図1 絵本パック貸出数推移



また、初めて小学校等で読み聞かせをする保護者を対象とした「絵本の読み聞かせ講座」を平成27年度から開始しました。児童サービス担当司書が講師となり読み聞かせや選書の方法を伝え、読み聞かせ初心者の方へのサポートを行っています。

平成19年度からは、西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員の呼びかけにより、小学生に読み聞かせをしている保護者とともに「小学校保護者による読み聞かせ交流会※14」を年1回継続して実施しています。読み聞かせの実演、情報交換、図書館からの情報提供を行っています。

＜用語解説＞

※12 「絵本と子育て事業（ブックスタート）」

絵本を通じて親子の触れ合いの大切さを知ってもらうために実施する事業。平成4年（1992年）にイギリスで始まり、日本では平成12年（2000年）に杉並区で試験的に実施されたのが最初となる。西東京市では、平成15年（2003年）6月から3～4か月児健康診査時に実施され、事業の説明・図書館案内・読み聞かせ講師による絵本の読み聞かせの実演等を行っている。

※13 3歳児フォロー事業

「絵本と子育て事業（ブックスタート）」（※12）後のフォロー事業として、3歳児健康診査の後に図書館案内・読み聞かせ講師による絵本の読み聞かせ・手遊び・わらべうた等を行う事業。

※14 小学校保護者による読み聞かせ交流会

「西東京市子ども読書活動推進計画（平成17年度策定）」における図書館の施策「地域との連携・協力」のネットワーク支援に基づき、小学校での保護者による読み聞かせの現状把握及び資質向上を目的として、策定懇談会委員の呼びかけにより平成19年3月から始まった。年1回開催される。

(5) 計画の周知を図りました。

図書館では、平成28年度に第3期計画を周知する目的で、同計画策定懇談会委員を中心とした実行委員会と関係機関で、保谷こもれびホールにおいて「子どもの本まつり※15」を開催しました。また、図書館が主催する講演会や市民団体との共催の講演会等を開催するなど、第3期計画の周知を継続しました。

第3期計画では機関ごとの事業に捉われずに、子どもの成長段階に応じた読書環境の整備や読書活動の推進を図るため、発達年齢に合わせた取組に努めてきました。第4期にあたる本計画でも、この方針を継続します。

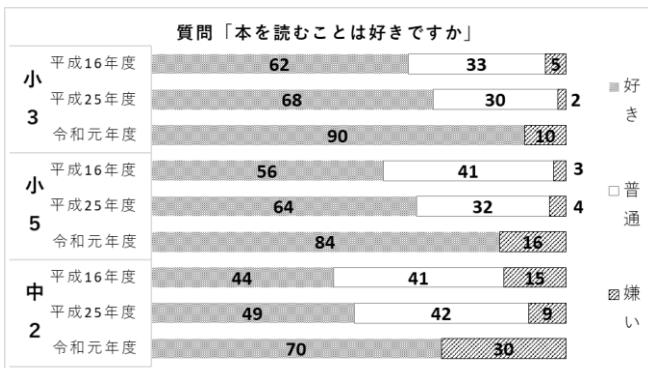
※令和元・2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、中止となった事業・行事等があります。

3 令和元年度実施「子どもの読書アンケート調査」・「乳幼児の読書アンケート調査」結果

本計画の策定にあたって、令和元年度にアンケート調査を実施しました。

調査対象	市立全小学校 3年生（各1クラス）5年生（各1クラス） 市立全中学校 2年生（各1クラス）
実施期間	小学校・中学校 令和元年10月9日（水）から10月30日（水） 乳幼児施設 令和元年10月16日（水）から11月10日（日）
配布数	小学3年生：592部 5年生：595部 中学2年生：322部 乳幼児施設：800部
回収数	小学3年生：570部（回収率96.3%） 5年生：594部（回収率99.8%） 中学2年生：303部（回収率94.1%） 乳幼児施設：323部（回収率40.4%）
	（アンケートは小学校・中学校については平成16年度、25年度、乳幼児施設対象については平成17年度、25年度にも実施しました。）

（1）小学生・中学生対象のアンケート



※令和元年度実施のアンケートは「好き」・「嫌い」のみの選択肢から回答。過去2回実施のアンケートで「普通」を選んだ児童・生徒が「好き」・「嫌い」に分散したと推測される。

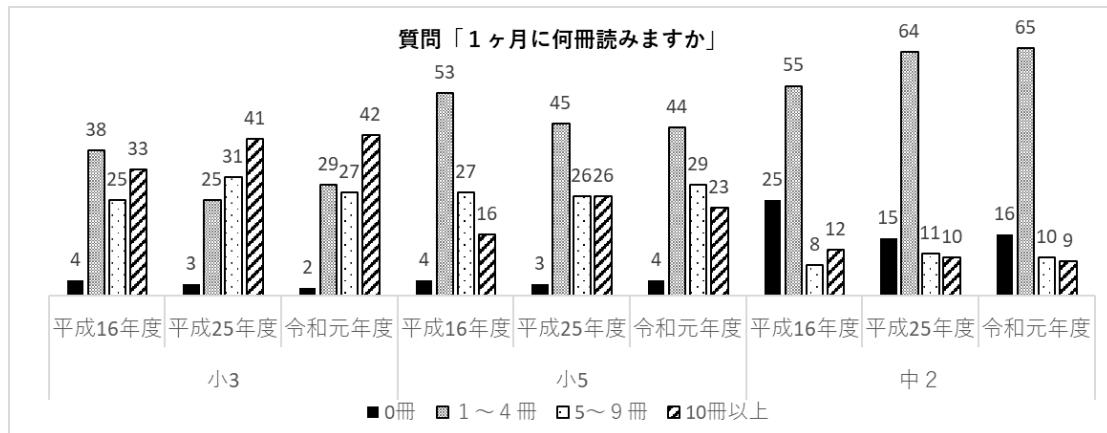


※「絵本を読んでもらったことがある」の割合は一定を維持。

<用語解説>

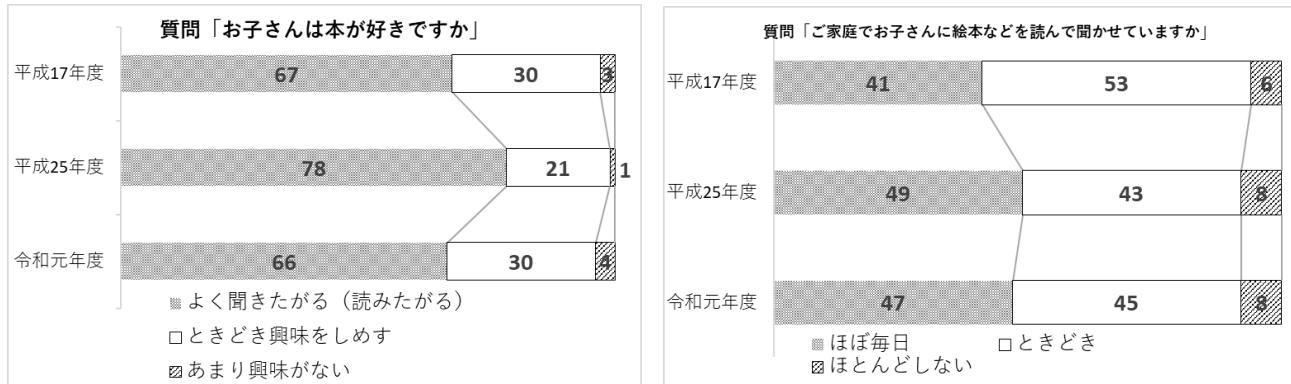
※15 子どもの本まつり

平成29年1月28日に実施した事業。午前の部は「子どもの広場」として、乳幼児、小学生、中高生世代向けの事業を実施し、午後の部は「大人向け企画」として翻訳家・福本友美子氏の講演会を行った。ロビーでは、「目で見る西東京市子ども読書活動推進計画」と題して、パネル展を実施した。



※1ヶ月に0冊の割合は小学生では低いが、中学2年生では増えている。傾向に変動なし。

(2) 乳幼児アンケート



※平成25年度には「よく聞きたがる（読みたがる）」割合が増加したが、令和元年度は減少している。「あまり興味がない」割合は、どの調査でも少ない。

※およそ9割の回答者が家庭での読み聞かせを行っている。割合は維持。

(3) アンケート総括

乳幼児への読み聞かせは、定着し盛んであることがうかがえますが、これまでも指摘されてきた学年が上がるごとに、1ヶ月に1冊も読まない割合が増える傾向に顕著な改善は見られませんでした。特に、中学生での読書離れの傾向が続いています。

※令和元年度実施のアンケート調査の全結果は、図書館ホームページに掲載しています。

II 計画の基本的考え方

1 計画策定の基本理念

本来、読書は、個人の自主的な活動です。本計画においても自主性は最も尊重され、すべての取組の前提になります。本計画は、0歳から18歳という心身ともに成長する世代を対象とするため、その発達段階を考慮した内容になっています。ただ、その発達段階は、計画を策定するための一つの目安であって、一人一人の読書の在り方を縛るものではありません。

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と記されています。

読書は、多くの知識や教養を得るとともに、自ら思考し、想像し、表現する等の基礎的能力が養われます。子どもたちが生涯にわたって自発的に読書をする姿勢を身に付け、急速に複雑かつ多様化する社会に参加する力を育てるため、本計画では、次のような「子ども」像の育成を図ります。また、この「子ども」像の育成を目指した取組の実現のために、市民や団体等と協働して子どもの読書活動を推進します。

- 言葉によって書かれた本（文学、ノンフィクション、科学読み物等）や、絵や図版を中心に行なわれた本（絵本、図鑑等）を楽しく読みながら、想像力を豊かに耕していく子ども。
- 家庭や地域、学校の中で、「声」によって本を読み合うことを通して家族や友だち、様々な大人たちとも共感的につながっていく子ども。それとともに、一人で黙読する時間の中で、考えを深め、自分の輪郭を確かめていく子ども。
- 現実の中の問題と、本の中で出会ったことを突き合わせながら考え、生きる指針や励ましを得る子ども。
- メディアが多様化する状況の中で情報活用能力を身に付け、メディアを適切に使いこなすとともに、読書する時間の中で、自分らしい自分や将来像を見出す子ども。
- 生きていくことと読書を様々な形で関わらせていく「生涯読書人※16」へと成長していく子ども。

<用語解説>

※16 生涯読書人

読書習慣をもち、生涯にわたる生活の中で目的や手段として本を活用すること。

2 読書活動推進のための基本方針

(1) 読書環境の一層の整備と充実

子どもの身近なところで、子どもと本との出会いの場を数多く作ります。本を読むことの楽しさを自ら発見できるよう、家庭・地域・学校などの身近な場所に、発達段階に応じた読書環境を整備・充実し、読書活動が継続的に行えるよう進めます。

図書館は、市内の子どもを対象とした施設へ団体貸出の積極的な利用を促します。また、図書館を中心に身近な場所での資料を充実させ、読書環境整備を進めることで、子どもの読書活動を支援します。

子どもが読書習慣を身に付けていく上で、最初に影響を受ける家庭での豊かな言葉がけや親子で本を楽しむ習慣がうまれるような取組を継続します。

(2) 学校図書館の一層の活用

学齢期の子どもたちにとって学校図書館は読書活動の場所であるとともに、各教科等の授業での活用において言語活動や探究活動の場所でもあります。学校図書館の利活用を推進するにあたり司書教諭^{※17}及び学校司書の役割を一層充実していきます。

また、図書館資料の一層の充実とともに児童・生徒の健全な教養に資するための資料構成等に努めます。

(3) 子どもの読書に関わる諸機関や市民団体・ボランティア等との連携の推進

子どもの自主的な読書の場と機会を広げるために、関係諸機関や子ども文庫^{※18}、おはなしや児童図書、絵本等の勉強会や学校での読み聞かせグループなどの市民団体のネットワークづくりを支援し、協力して活動を展開していくことが重要です。第3期計画では市民実行委員と共に「子どもの本まつり」を実施しました。本計画においても新たな機会をもち、連携にあたっては、図書館が情報・人の交流の場となり、資料の提供や助言等具体的な活動支援を行います。

(4) 子どもの読書について大人への啓発・支援と情報発信の充実

子どもたちが本の魅力・読書の楽しさを知り、友だちや保護者等と読書の楽しさについて気軽に共感し合える環境や機会を作ります。(後注 p. 11 参照)

<用語解説>

※17 司書教諭

昭和 28 年（1953 年）に制定された学校図書館法「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」（第五条 1 項）に基づき設けられた役職。平成 9 年（1997 年）の改正により、平成 15 年（2003 年）より全国の 12 学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることになった。学校図書館運営のコーディネーターとして、読書指導推進と情報教育推進の役割を担う。本市では、12 学級以下の市立学校でも、司書教諭を配置している。

※18 子ども文庫

児童書に興味をもち、子どもの読書活動の整備を願う有志者が、子どもと本を結びつけるために、本を用意して、貸出しや行事等の活動を行う。個人が自宅を開放して行う家庭文庫と地域の集会所等を利用して行う地域文庫がある。

図書館や小・中学校で保護者や子どもと関わる大人に対しても、子どもの読書に関する学習の機会の提供、読書についての相談等の支援をすることにより、子どもの読書活動の意義や重要性についてより一層の啓発・広報を進めます。

また、子どもにとって一番身近な家庭での読書の充実のためには、子どもの読書活動に対する保護者の理解や関心を高めることが不可欠です。保護者自身にも読書の楽しさについて知ってもらい、子どもたちと一緒に読書を楽しむ環境づくりを支援すると同時に、本に関する情報発信に努めます。

[注]

都が実施した「令和元年度 児童・生徒の読書状況調査等」において、「本」を読んでいる児童・生徒と読んでいない児童・生徒の身近な環境の違いについて、「本」を読んでいる児童・生徒は、身近な人と本を通じてコミュニケーションをとっている割合が高いという結果が出ています。

令和元年度に西東京市図書館で実施した「子どもの読書アンケート調査」においても、「本について一番話しやすいのはだれですか」の質問に対して、以下のような結果となりました。

小学3年生：	家人 46%、友だち 24%
小学5年生：	家人 42%、友だち 38%
中学2年生：	友だち 56%、家人 29%

どの年代でも家人と友だちの合計の割合が半数以上を占めています。

のことより、友だち・家族といった身近な人と本を通じたコミュニケーションを進めることが、子どもたちの読書活動の推進に必要と考えられます。

(5) 「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」の周知と情報発信の充実

本計画を広く市民に周知し、子どもの読書活動をより豊かにしていくための講演会や講座を企画します。また、情報発信の充実に努めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

本計画は、各機関において事業の進ちょく状況を確認し、必要に応じ見直しを行います。

また、中間年度（令和5年度）には、施策の進行状況を確認します。

III 乳幼児を対象とした取組

<乳幼児について>

乳児期（0～2歳）は、五感を使って周囲を認識し、言語を獲得していく時期であり、特に身近な人の声による語りかけが重要です。わらべうたやあたたかい語りかけをくりかえし体験する中で、言葉の響きやリズムに反応し、まねることにより自発的に言葉を発するようになります。

幼児期（3～5歳）に入り、3歳になると数分の読み聞かせにも集中できるようになります。認識絵本、生活絵本、嗜好に合わせた乗り物絵本や動物絵本などに加え、簡単な物語も楽しめるようになります。4歳からはしっかりと筋のある絵本、読み物をじっくりと聞くことも増え、「素ばなし^{※19}」も聞けるようになります。子どもが文字に関心をもち、読めるようになっても、親しい人に本を読んでもらうのは楽しくかけがえのないひとときです。耳からの読書が大切なことを周囲の大人に伝え、十分に読んでもらえるよう働きかける必要があります。

1 保育園

(1) 今後充実していく主な取組

① クラス内の絵本コーナーの充実

- ・保育園では、絵本などの点検、買い替えを定期的に行い、各クラスに年齢や発達段階に応じた絵本を設置した絵本コーナーを更に充実させます。

② 貸出絵本コーナーの充実

- ・保育園にある絵本の貸出コーナーを充実させ、あわせて絵本だより等を定期的に発行することで、子どもと身近な大人たちが一緒に絵本に興味をもてるよう取り組みます。更に図書館の利用へつなげていきます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 絵本を楽しむ安心・安定した環境づくり

- ・乳児期（0～2歳）は、保育者と共にゆったりと一対一で絵本を楽しむことを大切にします。幼児期（3～5歳）は、子どもたちはもちろんのこと、保育者とも一緒に絵本を読める落ち着いた環境づくりをこれからも心がけていきます。また、集団で絵本や紙芝居を楽しむことで、読み手の保育者と共に、子ども同士の共感を深めます。

<用語解説>

※19 素ばなし

子どもたちに、昔話や童話等を語りかけること。人形や絵という手がかりなしに子どもたちは自由に想像しながら、物語を楽しむ。

② 地域のおはなしボランティアとの協力と連携

- ・保育園と地域のおはなしボランティアとの協力と連携により、素ばなし、手遊び、読み聞かせなどを通して、子どもたちの経験の幅を広げていきます。

写真 保育園

③ 保育園における図書館の活用推進

- ・市内各図書館に近い保育園から率先して、保育活動の中で、園児が図書館を利用する機会を増やすことを推進していきます。

④ 保育園職員を対象とした読書活動の研修

- ・保育園では、読書活動に特化した職員研修を行い、子どもの読書活動への保育者及び保育園に関わる職員全体の意識を高めます。

2 児童館

(1) 今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書室」を発信

- ・あそび場である児童館の図書室は、自分の好きなスタイルで本と触れ合うことができる場所です。児童館にはまわりに気兼ねなく、本を手に取り楽しむことができる場があることを発信していきます。

② 蔵書の充実

- ・図書館で発行しているおすすめ絵本リスト「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」や「えほんだいすき 3さい～5さい」※20に掲載されている本を中心に、絵本の蔵書を充実させていきます。また、掲載本以外の同著者の作品も紹介できるようにしていきます。

<用語解説>

※20 「えほんだいすき 3さい～5さい」

3歳から5歳の幼児を対象とする、図書館の児童サービス担当司書がおすすめする絵本58冊を紹介した冊子。市内各図書館で配布しているほか、3歳児フォロー事業の際にも配布している。

写真　はじめまして・えほんだいすき

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を手に取りやすい環境の整備

- ・乳幼児専用室には、利用者の手の届きやすいところに絵本コーナーを設けます。図書室でも本の紹介や配架^{※21}の工夫等で本を手に取りやすい環境を整えます。絵本以外に、遊びの本や図鑑、手作りおもちゃ、季節行事に関する本など、子どもも大人も楽しめる本もそろえていきます。

② 乳幼児活動での読み聞かせ等の実施

- ・乳幼児活動では、子どもに本を手渡す身近な大人たちにも本の楽しさを伝えられるよう、読み聞かせ活動を実施していきます。また、各館の乳幼児向けおたよりでは、絵本の紹介コーナーを継続します。

③ 地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携

- ・地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携を進めます。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 手遊び、わらべうたの講座の実施

- ・保護者が家庭でも気軽にできるような手遊び、わらべうたの講座を定期的に実施します。

② 情報発信の充実

- ・図書館ホームページを活用し、情報発信の充実に努めます。乳幼児向けの本の情報や選書に役立つリスト、行事等の案内、「西東京市子ども読書活動推進計画」についてのお知らせ等、様々な情報を掲載します。

<用語解説>

※21 配架

書架（本棚）に図書を並べること。排架とも書く。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

- ・「西東京市図書館資料収集基準」（資料5参照）に基づき、乳幼児の発達段階に応じた資料を収集し、展示を工夫するなど魅力ある書架づくりを行い、乳幼児、保護者が利用しやすい環境整備を進めます。

② 図書館利用に困難がある子どもへの支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもたちには、ハンディキップサービス^{※22}担当職員と協力し、点字図書やマルチメディアディジタル図書^{※23}を収集して提供します。また、日本語を母語としない子どもたちとその保護者には、多文化サービス^{※24}担当職員と協力し、外国語資料の収集、わかりやすい表示・案内、おはなし会でのサポート等、図書館を利用しやすくしていきます。

③ 「ちびっこおすすめ絵本パック」の貸出し

- ・読み聞かせを家庭でも楽しんでもらえるように、乳幼児の年齢に合わせ児童サービス担当司書がすすめる絵本3冊を1セットにまとめた「ちびっこおすすめ絵本パック」の貸出しを継続して行います。（これまでの貸出状況はp. 6参照）

④ 「絵本と子育て事業（ブックスタート）」・「絵本と子育て事業 3歳児フォロー事業」の実施

- ・乳幼児を対象に「絵本と子育て事業（ブックスタート）」として、児童サービス担当司書が作成した「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」を配布し、保護者に絵本を通じて豊かな言葉と、一緒に過ごす時間の大切さを伝える方法として読み聞かせを実演します。また、3歳児を対象に「絵本と子育て事業 3歳児フォロー事業」を行い、継続して子どもの読書活動を支援します。

写真　ちびっこおすすめ絵本パック

写真　絵本と子育て事業

<用語解説>

※22 ハンディキップサービス

通常に書かれた文字や印刷物を読むことが困難な方や、様々な障がいによって図書館を利用しにくい方への各種サービス。

※23 マルチメディアディジタル図書

音声とテキストデータ（文字）と画像をシンクロ（同期）させて再生できるデジタル録音図書。

※24 多文化サービス

日本語を母語としない方への言語的・文化的な支援や、利用者に様々な国文化を知つもらうための資料整備等を行うサービス。

⑤ 絵本講座の実施

- ・読み聞かせを家庭でも楽しんでもらえるように、乳幼児を持つ保護者を対象に、絵本の紹介や読み聞かせの実演など児童サービス担当司書による絵本に関する講座を実施します。

⑥ ボランティアとの連携と市民団体への支援

- ・子どもの読書活動に関わるボランティアの読み聞かせや手遊び、わらべうたあそび等の質の向上を目指し、講座、講演会を実施します。また、活動に必要な情報を提供します。
- ・おはなし会の充実を図るため、児童サービス担当司書とおはなし会に関わるボランティアとの合同会議を実施します。また、おはなし会ボランティアについては「フォローアップ研修」を実施し、質の向上を目指します。

⑦ 司書の派遣

- ・乳幼児の保護者が参加するサークル等の要望に合わせて児童サービス担当司書を派遣し、乳幼児の読書活動に関わる啓発活動を実施します。

⑧ 乳幼児施設の読書環境整備への支援

- ・団体貸出の利用促進や除籍資料の有効利用等、いつでも本を手に取ることができる環境づくりを進めます。

⑨ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑩ 児童サービス担当司書の研修の充実

- ・児童サービス担当司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要とされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・児童サービス担当司書が、参加した研修内容を共有することで担当全体のレベルアップを図ります。

IV 小学生を対象とした取組

<小学生について>

小学校低学年（1～2年生）は、読み聞かせを聞くことから一人読み^{※25}に移行し始める時期です。文字を覚えて自分で読んだり、読んでもらって本に触れる機会も増え、読書に楽しみを見出すことができるようになります。読書に慣れるにつれ黙読できるようになり、自分のペースで読み、考え始めます。一方、読み聞かせてもらうと、まとめた文章を理解しやすかったり、共感できたりするので、子どもが望むかぎり、大人が読み聞かせることには意味があります。

中学年（3～4年生）は、学校の授業で調べ学習^{※26}の機会が増え、本を通して興味や好奇心が引き出され、疑問を解決できるようになります。学校図書館や図書館を有効に活用することで、生活に読書が根付き読書意欲をもつことが期待されます。

高学年（5～6年生）は、読書を通じ多くの知識を得ることで、自分の世界が広がることを実感できるようになります。インターネットによって得られる膨大な情報から必要なものを選択するには、過去の知識の集積である本を活用し、客観的な視点を育むことが有効です。思春期が始まり、自他の心身の変化に戸惑うことも出てきます。幅広い読書によって本の中に共感できる人物や問題解決の糸口を見つけることもあります。

子どもの発達段階に合った読書活動の環境を整備し提供していくために、引き続き周囲の大人の適切な支援が求められます。

1 児童館

（1）今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書室」を発信

- ・子ども自身があそびの中で知りたいことや興味をもったことについて、調べたり深めたりできる場であることを発信していきます。

② 蔵書の充実

- ・子どもたちが現実を生きる力をつけていけるような分野（自然・生活・芸術など）の本を提供できるようにしていきます。

<用語解説>

※25 一人読み

読み聞かせを聞くのではなく、自分で本を選び、自分で読む読書のこと。

※26 調べ学習

各教科、総合的な学習の中で、子どもたちが主体的に課題解決を図ろうとする学習。例えば、「自分で課題を見つけ→解決法を考え→資料を選び→まとめ方を工夫する」という学習過程で行う。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を読みやすい環境の整備

- ・本の紹介や配架の工夫等で読みたい本がすぐ見つけられる環境を整えます。読むスタイルも様々なので、複数人でも楽しめる本などもそろえていきます。あわせて、本の貸出しができることも周知していきます。

② 行事での読み聞かせ等の実施

- ・定期的に絵本や紙芝居の読み聞かせ行事を実施します。

写真 児童館

③ 地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携

- ・地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携を進めます。

④ 図書館とのさらなる連携

- ・資源の有効活用として図書館からのリサイクル本（除籍資料等）をこれからも活用していきます。また、図書館の団体貸出の利用も継続していきます。

2 教育指導課・学校

(1) 今後充実していく主な取組

学校図書館の充実

- ・令和2年度の小学校教科用図書の改訂に伴い、教育課程の展開に寄与するため各教科等で必要な資料について再度、検討を行います。言語活動や情報活用能力の向上に資するための蔵書と学習内容の整合性を図ります。
- ・学校図書館における図書資料について、廃棄と買い替えを進め図書館資料の充実を図ります。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 学校図書館の充実

- ・読み聞かせコーナーの設置、季節や学習内容、読書週間や読書旬間に合わせた掲示など、司書教諭と学校司書が協力して児童へ読書意欲を喚起する環境を整えるよう取り組みます。

- ・司書教諭と学校司書が連携し、各教科等の学習内容や学習課題について授業を行う教員と共に共有し、学習に必要な情報を精査して児童に提供するよう努めます。

② 読書指導の充実

- ・毎年4月頃に学校図書館のオリエンテーションを行い、学校図書館の利用について指導します。また、各学校の状況に合わせて図書館の見学や図書館の職員の派遣を通して、児童が図書館について理解を深められるように努めます。
- ・学校図書館では、教育課程の展開に寄与するため自校の学校図書館にない本や授業に関連した資料を幅広く提供できるよう、図書館や他校との相互貸借等の連携を深めるように努めます。
- ・司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる教科指導の中で、本の活用を考え、読書の意義や楽しさを伝える様々な取組を行うよう努めます。
- ・小学校の図書委員会において、集会の実施や図書の紹介、読み聞かせ、新聞やポスターの作成等の自主的な活動を通じて、児童に読書の楽しさを積極的に伝えるよう努めます。

③ 読書習慣の定着

- ・日常的に読書に親しむために、学校図書館を計画的に利用し必要な本や文章等を選ぶことができるよう指導するほか、学級文庫の充実等の取組をすることで、わずかな時間でも活用して読書活動に充てられるようにします。
- ・「朝読書」「業間読書」「読書週間」「読書旬間」「読書月間」を設けることで、読書の習慣化を促します。
- ・教育委員会では、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。
- ・保護者及び地域のボランティアによるおはなし会等の実施を通して、児童が様々な形で本と出会える機会を作ります。

④ 研修の実施

- ・学校司書連絡会を定期的に実施して、情報交換や資質向上のための研修を行います。
- ・教育委員会が主催する司書教諭及び図書担当教員※27並びに学校司書を対象とした研修会を開催します。

⑤ 家庭への働きかけ

- ・学校司書は学校図書館だより等を定期的に発行し、家庭への啓発に努めます。
- ・長期休業中の課題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけていきます。
- ・司書教諭や図書担当教員が中心となり、教員が個人面談や保護者会等の機会に読書の必要性を話題にし、家庭での読書を呼びかけて、家庭との読書活動の協力体制づくりに努めます。

<用語解説>

※27 図書担当教員

多くは司書教諭の資格を有している教員が担当し、児童が行う図書委員会の活動や本の購入、学校の図書活動に関わる業務を担当する教員。

⑥ 教職員への働きかけ

- ・学校図書館の利用をテーマにした校内研修を行い、教職員の共通理解を深めていくよう努めます。
- ・教員による「おすすめ本」の紹介等を行い、教員自身が本の楽しさを伝える役割があることについて認識を高めます。
- ・長期休業期間の宿題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけます。
- ・学校司書は、教職員向けの学校図書館だより等を作成し、教員の資質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます。
- ・西東京市立小学校教育研究会図書館部^{※28}において研究を行い、各小学校に研究内容の普及啓発を図ります。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 小学生向けの参加型事業の実施

- ・図書館利用のきっかけづくりとなるような企画や、子どもたちが本の魅力や読書の楽しさを、友だちと共感し合える企画を行うことで継続した読書につなげます。

② 家庭で読書の楽しさを共有する事業の実施

- ・子どもと保護者等が、一緒に読書の楽しさを共有する企画を実施します。

③ 放課後子供教室^{※29}への司書派遣

- ・読書活動振興を目的に、要望に応じて放課後子供教室へ司書を派遣します。

④ 小学生向けおすすめ本リスト「で・あ・い」^{※30}の見直し

- ・小学生向けおすすめ本リスト「で・あ・い」の掲載内容の見直しを行います。

⑤ 情報発信の充実

- ・図書館ホームページを活用し、情報発信の充実に努めます。小学生向けの本の情報や選書に役立つリスト、行事等の案内、「西東京市子ども読書活動推進計画」についてのお知らせ等、様々な情報を掲載します。

<用語解説>

※28 西東京市立小学校教育研究会図書館部

小学校教育の充実・発展を目指し、西東京市に在職する教職員をもって構成される研究会。会員の相互啓発に努め、資質や能力の向上を図ることを目的としている。図書館部は、16ある部会の一つで、子どもの読書意欲を高めたり、読書活動の幅を広げたりすることを目的として研修を行っている。

※29 放課後子供教室

子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。(文部科学省ホームページより)

※30 「で・あ・い」

「夏休みすいせん図書」(※2)をはじめとし、これまで発行してきた本のリストを基に、図書館の児童サービス担当司書が選書し作成した小学生向けの本のリスト。合計270冊紹介している。(平成24年2月発行)

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

- ・「西東京市図書館資料収集基準」に基づき、様々な興味に応えられる資料を収集し、新鮮で魅力ある書架づくりを行います。また、展示を充実させ、子どもたちの読書のきっかけを作ります。

② 図書館利用に困難がある子どもへの支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもたちには、ハンディキャップサービス担当職員と協力し、点字図書やマルチメディアデイジ一図書を収集して提供します。また、日本語を母語としない子どもたちとその保護者には、多文化サービス担当職員と協力し、外国語資料の収集、わかりやすい表示・案内、おはなし会でのサポート等、図書館を利用しやすくしていきます。

③ 「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の提供

- ・図書館資料の有効活用のため、図書館で小学生向けに作成した「夏休みすいせん図書」掲載の本をまとめた「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」を小学校や児童館、学童クラブ等に貸出します。

④ 図書館の活用方法を伝える事業や図書館利用のきっかけになる事業の実施

- ・図書館の資料の並べ方や宿題に利用できる資料の探し方等、図書館の活用方法を伝える企画を実施します。また、毎年夏休みに実施している「一日図書館員※31」等の事業に加え、更に図書館利用のきっかけになる新しい事業の実施に取り組みます。

写真　いいね！！西東京市図書館おすすめセレクト本　　写真　一日図書館員

⑤ 児童の受け入れ

- ・小学校の要請に応じ、図書館の見学、「図書館の時間※32」、「町たんけん※33」等の事業を実施しています。児童が図書館を知り、身近に感じる体験により自主的に図書館を利用したいと思える環境づくりを進めます。

<用語解説>

※31 一日図書館員

図書館利用の推進を図ることを目的として実施する図書館事業の一つ。毎年、夏休みに小学4年生から中学3年生までの子どもたちを対象にカウンター業務をはじめ、本のカバーかけなど図書館の仕事を体験してもらう。

※32 図書館の時間

市内の保育園・幼稚園・小学校等の園児、児童が図書館に出かけ、図書館職員から利用の仕方を聞いたり読み聞かせをしてもらったりして図書館に親しむ取組。貸出しなどをすることもある。

※33 町たんけん

小学2年生が生活科学習において、市内を巡って体験したことを児童同士で話し合ってまとめ、発表する授業のこと。

⑥ 発行物による本の情報提供や図書館ホームページでの情報提供

- ・「夏休みすいせん図書」「ドキドキわくわく あたらしい本」※34「ドキドキわくわく 1 ねんせい」※35を発行し、子どもたちに本の情報を提供していきます。
- ・図書館ホームページの「子どものページ」で、新しい情報を提供していきます。

⑦ ボランティアとの連携

- ・子どもの読書活動に関わるボランティアの読み聞かせ等の質の向上を目指し、講座、講演会を実施します。また、活動に必要な情報を提供します。
- ・おはなし会の充実を図るため、児童サービス担当司書とおはなし会に関わるボランティアとの合同会議を実施します。また、おはなし会ボランティアについては「フォローアップ研修」を実施し、質の向上を目指します。
- ・西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員の呼びかけにより、小学生に読み聞かせをしている保護者とともに「小学校保護者による読み聞かせ交流会」を今後も継続して実施していきます。

⑧ 司書の派遣

- ・小学校からの要請に応じ、児童サービス担当司書を派遣します。
- ・子どもの読書に関わる団体の要請に応じ、児童サービス担当司書を派遣します。

⑨ 小学校・関係諸機関への協力と連携

- ・小学校、児童館、学童クラブ等への除籍資料の配布を継続して行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。
- ・団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を進めます。
- ・小学校での学習内容の変化に対応した資料を収集し、提供します。
- ・学校司書と連携し情報の共有を図り、迅速な資料提供を行います。

⑩ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑪ 児童サービス担当司書の研修の充実

- ・児童サービス担当司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要とされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・児童サービス担当司書が、参加した研修内容を共有することで担当全体のレベルアップを図ります。

<用語解説>

※34 「ドキドキわくわく あたらしい本」

新刊を絵本・低学年・中学年・高学年以上の対象に分け、図書館の児童サービス担当司書が選定し2冊ずつ紹介した、隔月で発行しているリーフレット。

※35 「ドキドキわくわく 1 ねんせい」

図書館の児童サービス担当司書が選定した小学1年生におすすめ本の紹介と図書館利用案内を掲載した冊子。市立小学1年生の全児童に配布している。

V YA^{※36}世代を対象とした取組

<YA世代について>

中学生は目的に応じて自主的に読書ができることが望まれます。勉強や部活動及びスマートフォンの利用等により、読書する時間を確保することも難しくなります。読書を楽しいものと感じ、様々なジャンルの本に触れ、目的に応じて本を読むことができる読書環境が必要です。そのためには、学校図書館、図書館等を計画的に利用し、読書を通して自己を向上させようとする姿勢を育むこと、そして目的に応じて本や文章等を読み、知識を広げ、自分の考えを深められることが大切です。

10代後半になると、心身ともに大人に近づき、行動範囲が広がり個性が際立ってきます。また生活環境により一人一人の読書の量や質の差が大きくなり、得られる情報や知識も違つてきてています。インターネット等からの膨大な情報が手軽に得られる状況で、情報を精査し判断する能力もより必要となります。自分がどのように生きていくべきか真剣に考える時期に、読書から人生に立ち向かうヒントを見つけることもあります。仕事やアルバイトやSNSなど社会とつながる機会が増える中で、自分の考え方を見直し深めていくために本や情報を活用し、生涯を通した学び方や読書と向き合う習慣を身に付けることが重要です。

1 児童館

(1) 今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書室」を発信

- ・リラックスして楽しめる本、ちょっと立ち止まって自分を考えるきっかけになるような本、将来の趣味につながるような本などがある場所であることを発信していきます。

② 蔵書の充実

- ・自主学習をサポートするため、辞書や簡単な調べものに対応できる本を整えます。また、進学・将来についての書籍も増やしていきます。

<用語解説>

※36 YA (ワイエー)

Young Adult (ヤングアダルト) の略。「自分を子どもだと思っていないが、社会はおとなとは認めていない『ヤングアダルト・サービス指針』(アメリカ図書館協会刊より)」子どもと大人の狭間の世代のこと。西東京市図書館では、児童サービスの中特に13歳から18歳を対象としたサービスをさし、略してYAサービスと呼ぶ。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を取りやすい環境の整備

- ・視覚からも興味がもてるような配架の工夫等で本を取りやすい環境を整えます。

② 利用者の意見に耳を傾ける

- ・今後も継続して利用者の要望を取り入れながら雑誌等を購入していきます。

2 教育指導課・学校

(1) 今後充実していく主な取組

学校図書館の充実

- ・令和3年度の中学校教科用図書の改訂に伴い、教育課程の展開に寄与するため各教科等で必要な資料について再度、検討を行います。言語活動や情報活用能力の向上に資するための蔵書と学習内容の整合性を図ります。
- ・学校図書館における図書資料について、廃棄と買い替えを進め図書館資料の充実を図ります。
- ・司書教諭と学校司書が連携し、各教科の学習内容や学習課題について必要な情報を精査して生徒に提供できるように努めます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 読書指導の充実

- ・課題図書を選定し「合同書評会」を毎年実施することで、読書の楽しさを伝えます。
- ・毎年4月頃に学校図書館のオリエンテーションを行い、学校図書館の利用について指導します。
- ・学校図書館では、教育課程の展開に寄与するため自校の学校図書館にない本や授業に関連した資料を幅広く提供できるよう、図書館や他校との相互貸借等の連携を深めるように努めます。
- ・司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる様々な教科指導の中における本の活用を考え、読書の意義や楽しさを伝える取組を行うよう努めます。
- ・中学校の図書委員会において、集会の実施や図書の紹介、読み聞かせ、新聞やポスターの作成、委員会のおすすめ本のリスト作成や読書会を企画する等、生徒の主体的な委員会活動の範囲を広げられるよう、創意工夫をします。

② 読書習慣の定着

- ・「朝読書」「業間読書」「読書週間」「読書旬間」「読書月間」を設けることで、読書の習慣化を促します。
- ・教育委員会では、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。

③ 研修の実施

- ・学校司書連絡会を定期的に実施して、情報交換や資質向上のための研修を行います。

- ・教育委員会が主催する司書教諭及び図書担当教員並びに学校司書を対象とした研修会を開催します。

④ 家庭への働きかけ

- ・学校司書は学校図書館だよりなどを定期的に発行し、家庭への啓発に努めます。
- ・長期休業中の課題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけていきます。
- ・司書教諭や図書担当教員が中心となり、教員が個人面談や保護者会等の機会に読書の必要性を話題にし、家庭での読書を呼びかけて、家庭との読書活動の協力体制づくりに努めます。

⑤ 教職員への働きかけ

- ・教員による「おすすめ本」の紹介等を行い、教員自身が本の楽しさを伝える役割があることについて認識を高めます。
- ・長期休業期間の宿題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけます。
- ・学校司書は教職員向けの学校図書館だよりなどを作成し、教員の資質向上に向けた情報提供を行っていくように努めます。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 参加型の事業の実施

- ・読書会等、本を通じてコミュニケーションを楽しむイベントや、図書館利用のきっかけとなるワークショップを実施します。

② 調べ方案内（パスファインダー^{※37}）の作成

- ・YA世代に向けて、調べ方案内（パスファインダー）を作成し、いつでも活用できるようにします。

③ 中学生向けおすすめ本リスト「道しるべ」^{※38}の見直し

- ・中学生向けおすすめ本リスト「道しるべ」の掲載内容の見直しを行います。

④ 情報発信の充実

- ・図書館ホームページを活用して広報を推進し、図書館利用のきっかけづくりに努めます。YA世代向けの本の情報や選書に役立つリスト、行事等の案内、「西東京市子ども読書活動推進計画」についてのお知らせ等、様々な情報を掲載します。

<用語解説>

※37 パスファインダー

テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

※38 「道しるべ」

「夏休みすいせん図書」（※2）をはじめとし、これまで発行してきた本のリストを基に、児童・YAサービス担当司書が選書し作成した中学生向けの本のリスト。合計102冊紹介している。（平成24年2月発行）

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

- ・「西東京市図書館資料収集基準」に基づき、資料を収集し充実を図ります。テーマ展示の実施やYA世代のニーズに応じた資料を収集し、魅力ある書架づくりを行います。YA世代に向けて居場所づくりをすすめ、将来にわたり読書する習慣を身に付けるきっかけを作ります。

② 図書館利用に困難があるYA世代への支援の充実

- ・特別な支援を必要とするYA世代には、ハンディキャップサービス担当職員と協力し点字図書やマルチメディアデイジーブックを収集して提供します。また、日本語を母語としないYA世代には、多文化サービス担当職員と協力し、外国語資料の収集、わかりやすい表示・案内等、図書館を利用しやすくしていきます。

③ 「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の活用の推進

- ・図書館資料の有効活用のため、図書館で中学生向けに作成した「夏休みすいせん図書」掲載の本をまとめた「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の活用を積極的に中学校・児童館へPRし利用を促進します。

④ 図書館の活用方法を伝える事業の実施とYA世代に役立つ企画の実施

- ・図書館の利用につながるような使い方についての講座や、YA世代に役立つ講座を企画し実施します。

⑤ 職場体験および「一日図書館員」の受け入れ

- ・職場体験の受け入れや「一日図書館員」を実施し、図書館の様々な仕事を体験してもらいます。体験を通して図書館への理解と関心を深めることで、図書館利用の促進を図ります。

⑥ 発行物による情報提供や図書館ホームページでの情報提供

- ・「夏休みすいせん図書」やYA世代との共同編集で作成している「C A T C H」^{※39}を発行し、YA世代に本の情報を提供します。更に多くのYA世代に読んでもらえるような工夫をします。
- ・図書館ホームページの「Y o u n g A d u l t —10代のためのページ—」で新しい情報を提供していきます。
- ・中学生向けに利用案内を配布し、YA世代の図書館の利用を推進していきます。
- ・様々な場所で学び、生活している10代後半の人たちに、生涯にわたる学習を保障し支援する公共図書館の利用を呼びかけていきます。

<用語解説>

※39 「C A T C H」

A5版8ページ、年3回図書館で発行するYA情報誌。平成23年度からYA世代と共同編集をしている。YA世代が自分のすすめる本の紹介や絵、自分の思いなどを書いて投稿できる「YA!YA!（ヤイヤイ）ページ」を紹介する「YA!YA!ひろば」やおすすめ本のコーナー、新刊紹介等が掲載されている。

写真 C A T C H共同編集

⑦ 司書の派遣

- ・中学校・高等学校等からの要請に応じ、Y Aサービス担当司書を派遣します。

⑧ 中学校・高等学校等、関係諸機関への協力と連携

- ・中学校や高等学校等、関係諸機関の団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を継続して実施します。
- ・中学校・高等学校等から依頼された学習のテーマに沿った資料を取りそろえ貸出しを行います。
- ・中学校、児童館等への除籍資料の配布を継続して行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。

⑨ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑩ Y Aサービス担当司書の研修の充実

- ・Y Aサービス担当司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要とされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・Y Aサービス担当司書が、参加した研修内容を共有することで担当全体のレベルアップを図ります。

資料1 西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会の委員は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼を受け、西東京市読書活動推進計画の策定に関することについて検討し、その検討結果を教育長に報告する。

第3 委員

懇談会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学識経験者	1人
(2) 西東京市図書館協議会の委員	2人以内
(3) 子どもの読書に関する活動を行う市民団体の代表者	2人以内
(4) 公募による市民	2人以内
(5) 子育て支援部保育課に所属する保育士	1人
(6) 子育て支援部児童青少年課に所属する西東京市立児童館の職員	1人
(7) 教育部教育指導課指導主事	1人
(8) 西東京市立学校に所属する司書教諭	1人
(9) 西東京市立学校に所属する学校司書	1人
(10) 教育部図書館に所属する職員	1人

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する教育長の依頼を受けた日から報告を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 謝金

第3第1号から第4号までの委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

懇談会に関する庶務は、教育部図書館において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

資料2 第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿

任期：令和2年7月2日から報告の日まで

区分	氏名	備考
1 学識経験者	◎宮川 健郎	武蔵野大学名誉教授 ●
2 図書館協議会	島 弘	●
	○鈴木 綾	●
3 市民団体代表	飯野 康子	もぐらの会 ●
	長谷川 幸男	わかば文庫 ●
4 市民公募	高木 祐美	●
5 職 員	山本 暢子	子育て支援部保育課保育士 こまどり保育園園長 副主幹
	鎌田 有美香	子育て支援部児童青少年課児童館職員 田無児童館 主事
	長峯 貴弘	教育部教育指導課指導主事
	今西 貴砂	西東京市立保谷小学校主任教諭 (司書教諭有資格)
	渡邊 有子	西東京市立 田無第二中学校・柳沢中学校学校司書
	八藤後 尚子	教育部図書館 ひばりが丘図書館児童サービス担当● 主事

◎=座長 ○=副座長 ●=起草委員

資料3 第4期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過

実施日	会議	審議内容
令和2年7月2日	(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・座長及び副座長選出 ・事業説明について ・今後のスケジュールについて
令和2年8月7日	(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」計画の基本的考え方及び基本方針について
令和2年9月4日	(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」乳幼児を対象とした取組の検討
令和2年10月8日	(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」乳幼児及び小学生を対象とした取組の検討 ・起草委員会の検討を受けて
令和2年11月12日	(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」YA世代を対象とした取組について協議 ・起草委員会の検討を受けて
令和2年12月4日	(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」について全体のまとめ ・起草委員会の検討を受けて
令和3年 月 日	(第7回)	
令和3年 月 日	(第8回)	

起草委員会

実施日	会議	審議内容
令和2年9月17日	(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」について 乳幼児を対象とした取組の検討
令和2年10月15日	(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」について 乳幼児及び小学生を対象とした取組の検討
令和2年11月18日	(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4期西東京市子ども読書活動推進計画(素案)」について 乳幼児・小学生・YA世代の取組の検討

資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料5 西東京市図書館資料収集基準

平成13西生図第108号

(平成13年5月25日)

第一 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保証し、利用者の必要とする資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書斎であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

(ア) 最新情報

常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。

(イ) 市民要求と利用

新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。

(ウ) 各館の独自性

図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

第二 (資料別、対象別収集方針)

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

(1) 図書資料

(ア) 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

(イ) 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

(ウ) ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を13歳～18歳とし、青春期特有のテーマ（友情・恋愛・自立・職業・生き方など）を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

(エ) レファレンス資料

通常の読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、より正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

(2) 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることはできないことからも、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

(3) 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるよう、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

(4) 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えられるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受け入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置し収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「”まちの図書館”で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわることなく幅広く収集する。

付則 この基準は平成13年6月15日から適用する。

付則 この基準は平成31年1月31日から適用する。

第4期西東京市子ども読書活動推進計画

発行：令和3年●月

西東京市教育委員会 教育部図書館

〒188-0012 東京都西東京市南町五丁目6番11号

Tel042-465-0823 / Fax042-463-9150

メールアドレス libmaster@city.nishitokyo.lg.jp

ホームページ <http://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>